



福島医発第2072号
平成24年11月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

年末及び年度末に向けた自殺対策の一層の推進について

今般、警察庁より公表されました統計によりますと、本年の自殺者数は10月末時点で23,545人（速報値）であり、前年同期比で2,753人（約10.5%）減少しておりますが、直近の2か月は増加しており、10月においては、昨年及び一昨年とほぼ同じ水準に戻っております。

今後、年末及び年度末に向けて自殺リスクの高まりが懸念される等、依然として予断を許さない状況にあることから、今般、内閣府自殺対策推進室長より日本医師会を通じて、別添のとおり年末及び年度末に向けた自殺対策の一層の推進について協力依頼がありました。

本件は、「新たな自殺総合対策大綱に基づく取組」、「地域の実情に応じた取組」、「関係機関等との連携・協働」について留意しつつ、年末及び年度末に向けて、より一層の自殺対策（包括的な生きる支援）の推進を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、より一層の自殺対策の推進についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別途、内閣府より各市町村等に対し通知が出されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

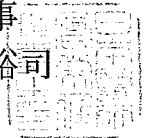
(地Ⅲ147)

平成24年11月15日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司



年末及び年度末に向けた自殺対策の一層の推進について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

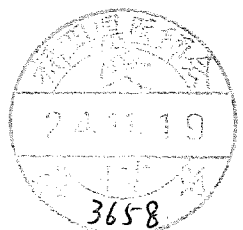
さて、今般、警察庁より公表されました統計によりますと、本年の自殺者数は10月末の時点で23,545人（速報値）であり、前年同期比で2,753人（約10.5%）減少しております。しかしながら、直近の2か月は自殺者数が増加しており、10月においては、昨年及び一昨年とほぼ同じ水準に戻っております。

今後、年末及び年度末に向けて自殺リスクの高まりが懸念される等、依然として予断を許さない状況にあることから、今般、別添のとおり、内閣府自殺対策推進室長より、本会に対して、年末及び年度末に向けた自殺対策の一層の推進について協力方依頼がありました。

本件は、「新たな自殺総合対策大綱に基づく取組」「地域の実情に応じた取組」「関係機関等との連携・協働」について留意しつつ、年末及び年度末に向けて、より一層の自殺対策（包括的な生きる支援）の推進を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましては、従来、自殺予防に向けての総合的な対策に取り組んでおられることと存じますが、本件についてご了知いただき、引き続き、より一層の自殺対策の推進について、ご協力いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知、協力方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別途、内閣府より都道府県（及び管下市区町村）等に対し通知が出されておりますことを申し添えます。



府政共生第884号
平成24年11月14日

社団法人日本医師会会長 殿

内閣府自殺対策推進室長
政策統括官（共生社会政策担当）
山崎 史郎（公印省略）

年末及び年度末に向けた自殺対策の一層の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今月8日に公表された統計によると、今年の自殺者数は10月末の時点で23,545人（速報値）と、前年同期比で2,753人（約10.5%）減少しており、このまま推移すれば年間の自殺者数は平成10年の急増以降、15年ぶりに3万人を下回る可能性が高くなってきました。

しかしながら、直近の2か月は自殺者数が増加しており、10月の自殺者数は2,390人（速報値）と、昨年及び一昨年とほぼ同じ水準に戻っています。また年間3万人を下回る見込みであっても、毎月2,500人近くが亡くなっている厳しい現実に変わりはなく、昨今の社会経済状況を鑑みても、今後、年末及び年度末に向けて自殺リスクの高まりが懸念されるなど、決して楽観できる状況ではありません。

貴団体におかれては、これまでも自殺対策に取り組んでいただいていることと存じますが、一人でも多くの命を守るため、下記の点にも留意しつつ、年末及び年度末に向けてより一層の自殺対策（包括的な生きる支援）の推進をお願いいたします。

記

1. 新たな自殺総合対策大綱に基づく取組の推進

政府では、本年8月に自殺総合対策大綱の見直しを行ったところです。新たな大綱においては、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換や、自殺未遂者向けの支援強化などの新たな課題への対応、関係者の連携・協力などの必要性が指摘されているところであり、このような点も踏まえ、取組を推進していただきますよ

うお願いいたします。

【参考】自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～
(http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/taikou/index_20120828.html)

2. 地域の実情に応じた取組の推進

新たな大綱では、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要性が指摘されており、そのためには地域における自殺の実態を正確に把握する必要があります。内閣府では、警察庁自殺統計原票に基づく自殺者数をホームページ上で掲載しておりますので、地域の実情に応じた取組を推進するために御活用いただくようお願いいたします。

【参考】月別の地域における自殺の基礎資料
(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/toukei/index.html>)

加えて、全国の先進的な取組に関する情報を活用していくことが重要です。内閣府では、事例集などの情報もホームページ上で掲載しておりますので、こうした情報も参考として、取組を推進していただくようお願いいたします。

【参考】地域における自殺対策取組事例集
(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/jirei/area/index.html>)

3. 関係機関等との連携・協働

新たな大綱では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することの必要性が指摘されております。内閣府では、関連する分野の各種支援情報を検索できるサイトを設けておりますので、こうした情報も参考として、関係機関等と連携・協働した取組を推進していただくようお願いいたします。

【参考】支援情報検索サイト
(<http://shienjoho.go.jp/>)

以上